

## 1. 事業名

国指定重要文化財西海橋活用資料作成業務委託

## 2. 業務目的

令和2年12月23日付けで国の重要文化財（建造物）に指定された西海橋は、平成31年2月に開催した「地域活性化シンポジウム」で「技術や歴史的意義を伝える展示スペース」の必要性を提案されている。西海橋は、道路橋という本来の役割による多大な貢献ばかりでなく、周辺には「伊ノ浦台場跡」「大串盛多胸像」「新西海橋遊歩道」などの周遊ポイントがあり、春や秋には観光客も多く、ガイドコースとして定着できればさらなる誘客を期待できる。また、「空の大怪獣ラドン」など物語の舞台となったことも観光客を呼び込む魅力を持っている。周辺は長崎県の管理する西海橋公園であり、西海橋の魅力をも最大限発揮するには、この公園と一体的な活用案が考えられる。現在の西海橋公園は県北有数の観光地であり、遊具が充実しており、親子の憩いの場となっているが、雨が降っても親子で滞在できる全天候型施設がない。公園内に西海橋、新西海橋、針尾送信所を望む展望台、西海橋や大村湾に関する展示、親子で滞在できる機能などを備えた新たなシンボルとなる全天候型施設があれば、本市の地域振興拠点となる。

西海橋の近隣には「針尾送信所」「ハウステンボス」があり、西彼杵道路の延伸も計画されており、長崎市と佐世保市を結ぶ最短ルートとして交流人口拡大が期待できる地域でもある。さらに、長崎県で初めての国民文化祭が開催される令和7年は、西海橋架橋70周年の節目の年にあたる。このような特性を考慮し、西海市から長崎県へ提案する全天候型施設の検討の基礎資料となるイメージパース図などを作成することを目的とする。

## 3. 対象となる文化財

名称 西海橋

区分 国指定文化財

種別 重要文化財（建造物）

竣工年 昭和30年

指定日 令和2年12月23日

所在地 長崎県佐世保市針尾東町～西海市西彼町小迎郷

概要 西海橋は大村湾と佐世保湾を結ぶ伊ノ浦瀬戸（針尾瀬戸）に架かる道路橋である。西海橋の架橋は、全国から観光客を集め、「陸の孤島」と呼ばれていた西彼杵半島の社会・経済・交通の発展をもたらした。中央の鋼製アーチは、建設当時我が国最大の支間長で、戦後の物資不足の中、力学的合理性に基づく繊細な部材構成を実現している。設計、製作、施工のすべての面で卓越した技術が駆使された、我が国初の海峡横断橋で、その後世界最大級の規模を実現する戦後の長大橋の出発点として、「技術的に優秀なもの」「歴史的価値の高いもの」の指定基準に該当する。

#### 4. 業務内容

##### (1) 現状分析と参考事例の提案

西海橋周辺の現状分析と、文化財の活用のみ限定されない魅力的な全天候型施設の参考事例の提案。

##### (2) 全天候型施設の基本的な機能の提案

西海橋・新西海橋・針尾送信所を望む展望台機能、西海橋や大村湾に関する展示機能、親子で滞在できるスペース（子供向け図書、遊具の配備など）を含む全天候型施設の機能の提案。

##### (3) 報告書及びイメージパース図の取りまとめ

(1)～(2)で検討した内容を取りまとめて報告書、整備案のイメージパース図を作成する。なお、本業務は今後の構想の具体化のための検討の基礎資料となるイメージパース図の作成が目的であり、施設の基本設計や実施設計を求めるものではない。

現時点のイメージパースの参考条件

1階 親子で滞在出来るスペース

2階 西海橋や大村湾に関する展示機能

3階 展望台・カフェ

西海市西彼町小迎郷（西海橋公園内 図2参照）

土地面積 600㎡程度 図1の現在の展望台の位置に再整備した場合

受託者と協議の結果、西海橋公園の西海市側でより適地があると判断された場合、参考条件の場所や機能に限定されずイメージパース図を作成することもありうる。



図1 現在の展望台

#### (4) 打合せ

受託者と西海市との打ち合わせ 3回（西海橋公園での現地協議を含む）

#### 5. 成果品

報告書 1部

整備案のイメージパース図 一式

上記の電子データ 一式

（納品場所）

〒857-2301

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷920-12

西海市教育委員会 社会教育課

#### 6. 委託期間

契約締結日から令和4年12月16日まで

#### 7. 委託にかかる特記事項

##### (1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部または一部を再委託若しくは請け負わせてはならない、ただし、業務の一部を再委託若しくは請け負わせる場合において、事前に書面で報告し西海市の承諾を得た時は、この限りではない。

##### (2) 成果品の利用及び著作権

①受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに本市に無償で譲渡するものとする。

②受託者は、本業務の著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

##### (3) 守秘義務

受託者は、本業務の契約期間中及び契約期間終了後も、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。

##### (4) 協議による決定

この仕様書に定められていない事項については、西海市契約規則のほか関係法令に基づき、西海市と受託者で協議し、決定するものとする。

以上